

## 入札に関する注意事項

### 1 入札書

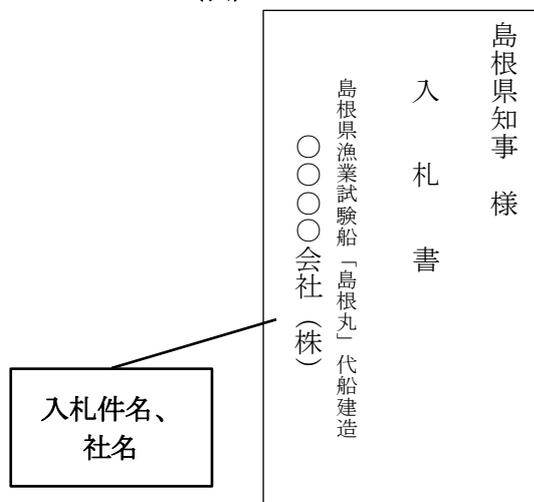
- (1) 金額の頭に「¥」を記載すること。
- (2) 金額は消費税及び地方消費税を含まない額を記載すること。
- (3) 入札者の記載は、次のとおり。

本人名で入札する場合	代理人により入札する場合
<p>➤ 代表者の所在地、社名、職名、氏名を記載。</p> <p><b>【例】</b>                      ○○県○○市○○町○○番地                      ○○○会社（株）                      代表取締役 ○○ ○○</p>	<p>➤ 代表者の所在地、社名、職名、氏名と代理人の住所、社名、職名、氏名を記載。</p> <p><b>【例】</b>                      ○○県○○市○○町○○番地                      ○○○会社（株）                      代表取締役 ○○ ○○</p> <p>代理人○○県○○市○○町○○番地                      ○○○会社（株）                      ○○支店                      営業所長 ○○ ○○</p>

### 2 入札書の封筒

- (1) 表に「島根県知事 様 入札書」と書き、件名及び社名を記載する。

(表)



### 3 郵便による入札参加の場合

- (1) 郵便により入札に参加する者は、入札書、一般競争入札に係る参加資格確認通知書の写（以下、「入札書等」という。）を、次に掲げる方法により郵送で提出しなければならない。
  - ア 外封筒及び内封筒の二重封筒とすること。
  - イ 入札書は内封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、件名、入札者の商号又は名称を記載すること。
  - ウ 外封筒には、入札書等を入れ、封筒の表面に、開札日、件名、入札者の商号又は名称、担当者の所属及び氏名並びに連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）を記載の上、郵送により提出しなければならない。
- (2) 入札書等は、一般書留郵便、簡易書留郵便又は特定記録郵便のいずれかにより、公告で指定された提出先に、指定期日まで到着するよう郵送しなければならない。
- (3) 指定の提出方法以外の入札書等の提出は認めない。また、公告等で指定された提出期日以外に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しないものとする。

### 4 入札書等の不受理

3による入札書等が次の各号のいずれかに該当する場合は、不受理とする。その場合、当該入札書については、不受理の理由を記した入札書等不受理通知書を添えて、入札者に普通郵便で郵送するものとする。

- ア 3(2)に規定する郵送方法以外で提出された入札書等
- イ 公告等に示す提出期日以外の日に到達した入札書等
- ウ 外封筒表記の宛先、開札日、工事名又は工事場所のいずれかが未記載等により意思表示が明確でない入札書等
- エ 外封筒表記の入札者の商号又は名称が記載されていない入札書等
- オ 外封筒に開札日、件名、工事場所又は入札者の商号若しくは名称のいずれかが複数記載されている入札書等